

日本年金機構運営評議会（第 39 回）議事要旨

1. 開催日時 令和元年 12 月 16 日（月）10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 A P 新橋 3 F B 会議室
3. 出席委員 菊池座長、池田委員、長瀬代理委員（石谷委員代理人）、
和泉委員、植西委員、佐保委員、嵩委員、西沢委員（8 名）
4. 議題
 - ① 令和元年度の取組状況について
 - ② その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

〔議題①〕

令和元年度の取組状況について

- 法人事業所が増加している中で、厚生年金保険等の新規適用の事業所数が伸びており、大変努力されていると思う。
最近の傾向として、事業所の事務処理能力等を踏まえずに適用に結び付けていると感じる。また、事業所調査も、郵送による調査を実施しており、小規模事業所への指導が十分にされていないのではと懸念している。
- 厚生年金保険等の新規適用は、法人事業所数が多いため効率的に進めている。加入指導時はパンフレットを用いて事務手続等の必要な助言を丁寧に行い、事業所調査は 10 人未満の事業所に対しては呼出し又は郵送による調査を実施しているが、年金事務所で照会や相談に丁寧に応じている。
- 事務手続について相談があれば引き続き丁寧に対応していくが、事務処理能力の有無が適用の基準ではなく、法人事業所は原則すべて適用する必要があることは御理解いただきたい。
- 第 2 号被保険者が退職した場合、被扶養配偶者は第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への届出が必要だが、そのような方々を把握しているか。例えば、定年退職後の被保険者に係る手続等は会社から告知・広報されているが、配偶者の手続は明確に指示されていないと思う。
過去、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更が行われないうままになっている方がいたと思うが、その方々は、種別変更が行われたのか等、現在の状況を教えてほしい。

- 第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者が喪失された場合、その第3号被保険者は、種別変更の届出を提出し、第1号被保険者に種別が変更となる。仮に、種別変更の届出がない場合は、届出の勧奨を行い、それでも提出がなければ、原則職権で種別変更を行うため、現在、種別変更漏れは生じない。

過去、第3号被保険者から第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出が行われなかったために、第3号被保険者のままとなっていた年金記録については、時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届を提出いただくことにより対処してきた。

- 扶養親族等申告書の用紙は見やすく簡易になった。参考資料9頁「令和2年分扶養親族等申告書及び同封するパンフレット」に未提出の場合の所得税率が5.105%と記載されているが、変更があったのか。

滞納事業所について、年金は資格記録がつかないと思うが、健康保険は被保険者証を持ったままの状態が発生する。滞納が続いた場合は資格喪失させ、健康保険被保険者証は回収するのか教えてほしい。

- 社会保険料は事業主に保険料の納付義務が発生するため、滞納が発生した場合でも健康保険、厚生年金ともに被保険者としての記録が続く。そのため、滞納保険料をいかに回収するかが至上命題であり、厳正に徴収しなければならない。

- 扶養親族等申告書の未提出の場合の税率は5%に変更された。

健康保険被保険者証は適用されている限り有効であり、保険料が納付されるかは関係がない。その間は制度全体で負担することになり、また記録は将来の給付額にも反映するため、機構に強制徴収の権限が与えられている。

- 国民年金保険料の収納対策、厚生年金保険等の適用・徴収対策等に着実に取り組まれており、それが実績に現れていると思う。

今回の年金制度改革の柱の一つは社会保険の適用拡大で、被用者は原則として被用者年金制度に適用されるべきと方向性が示されている。適用対象事業所や被保険者を確実に適用させるには、機構の実務が重要であり、一人でも多くの方がより充実した年金給付を得られるよう、厚生年金の適用に係る取組を今後も着実に進めてほしい。また、業務の効率化だけでなく、現場の声を踏まえつつ、基本計画に定められた必要人員数が適正かの検証も含め、業務量に応じた人員の確保に向けた取組が不可欠。具体的には、事務センターと年金事務所の役割分担を行ったこと

で、特定の部署や職員に業務が集中し過重労働が生じていないか、十分に検証してほしい。

また、国民年金の適用対策として掲げられている無年金者対策も、業務量の増加に対して現場が対応できるかを見ながら進めてほしい。

- 厚生年金保険等の適用拡大等で、事務センターの業務量が増えているのは事実であるが、その対策として、審査及び決裁業務の画像処理化や正規職員、無期化職員及び有期雇用職員の業務を明確化することにより効率化を図った。

無年金者対策は、体制整備や今後の進め方について、現場の声を踏まえつつ、検討していきたい。

- 「無事・円滑・順調」等の良い言葉が並んでおり、嬉しく思うとともに、過去の後始末から未来に進んでいることが伝わった。

国民年金保険料の納付率は、戦略的に進めた結果、年々増えてきているが、景気と納付率は関係があるのか。

7 頁の事業所調査専門チームによる大規模事業所のモデル調査について、効果的な調査観点や手法が整理されていれば教えてほしい。

22 頁に記載されている優良な受託事業者の確保のための R F I（情報提供依頼）の取組による手ごたえ等があれば教えてほしい。受注先との契約を複数年することで優良な事業者が受託しやすい環境の整備を図るという手法は賛成だが、その反面、機構と事業者との関係が深まることで、調達内容等に緩みが発生する懸念があるため、この対策について伺いたい。

- 国民年金保険料納付率と景気の関係は分析していないが、免除制度が適切に運営されていれば景気による影響は小さいと考えている。

事業所調査専門チームによるモデル調査の効果的な調査観点や手法は整理中だが、企業はシステムを用いて管理している所が多いため、システムの内容が正しいか調査する方法を検討する必要がある。

企画段階の R F I を実施し、優良な受託事業者の確保に取り組むことで、新たに入札に参加した事業者が 18 社、うち新規に契約を締結した事業者が 12 社あり、成果が表れてきている。一方で、業者を調べるほど業者との関係が深くなるため、いかに公正に円滑にコントロールするかが課題。

- 年金生活者支援給付金について、7 月に所得が確定し、12 月初回の支払いまで半年ない中で対象者を絞り込み、申請書を送付して約 95%もの手

続きに至っていることを初めて知り、感銘を受けた。初回の支払いにうまく辿り着けたのは、職員の努力の賜物と思う。

未統合記録の解明が現在約 1,800 万件まで減っているが、持ち主の手がかりが得られない困難な記録を受給に結び付けることは難しいと思う。同じ人にねんきん特別便を複数回送付する等の工夫をしている中で、この問題を最終的にどう収束させていく見通しなのか。

- 約 1,800 万件の未統合記録のうち、統合される可能性があるものは約 700 万件と思われ、この方々へ引き続きアプローチを続けていく必要がある。被保険者は給付の申請があった場合に必ず記録を確認しており、その中で毎年約 40～50 万件解明されている。受給者はそのような機会がないため、引き続き努力する必要がある。

【議題②】

その他として、

「デジタルワークフロー（紙ゼロ）」の実現に向けた検討状況について

- デジタルワークフローの取組は是非進めていただきたいが、データ流出等の恐れがあるため、データの適切な管理を行っていただくとともに、現場に混乱が生じないように随時検証しながら進めてほしい。

電子化には市町村との更なる連携・強化が必要不可欠であり、市町村の理解を得ながら進めていく必要がある。

国民の利便性向上のため、インターネット経由の年金相談予約は可能な限り早期に稼働させてほしい。個人のインターネット手続は選択肢として拡充すべきだが、インターネット利用に馴染みのない高齢者への取組も検討してほしい。

- デジタルワークフローの目的は現場の業務効率化であり、紙を移動させず画像化し届書进行处理すること。今後も検証しながら進める。

市町村との関係は極めて重要だが、市町村の電子化が順調に進んでいるとは言えない。今後、どのように電子化を進めるかが課題であり、厚生労働省と協議のうえ進める。

インターネットを経由した手続は、過去に情報流出事案が発生したこともあり慎重に進めている。基本的には政府が用意しているマイナポータル環境や法人認証基盤を用いてのサービスの提供を検討する。

- 処理の過程でどの部分が画像になるのか、資料と説明では理解できないため、機会があれば現場視察等で説明していただきたい。

また、将来的にはデータですべて提出するようになれば良いと思うが、画像保存は必要なのか。

- 処理の過程は、改めて説明したい。

電子申請により申請を行っていただくことがゴールだが、そのためにはインターネットを通じた手続を行うための環境構築が必要であり、現在検討しているところ。また、今後も紙による届出は残るため、紙の届書の画像化は、引き続き行う必要がある。

- 以前、事務センターを視察し、紙の業務が多いことに委員から驚きと同時に懸念が示された。それに対する1つ前向きな対応がなされつつあるが、今後、実際に視察等で対応する機会があれば検討していただきたい。

「国民年金保険料納付率の地域差について」

- 「7. 職員一人当たりの第1号被保険者数と納付率の相関」の内容が理解しづらいが、合理的な理由があれば説明してほしい。

- 年金事務所の国民年金課職員一人あたりの被保険者数が少ないほど納付率が高いという相関図である。

今後、県別ではなく全体として国民年金課職員の地域的な配分を変えるべきであること、地域の規模に応じた手法を検討する必要がある。

- 沖縄県は就職率、最低賃金、老齢基礎年金受給額が全国最低であり、年金制度も本土と比べ10年くらい遅れて始まっている。それも踏まえて、沖縄県には何らかの特別な支援が必要と思うが、「沖縄プロジェクト」として具体的にどのように支援していくのか教えてほしい。

- 沖縄県は、被保険者に対する免除者の割合が高く、免除対象層に対する免除率も高いが、若年者の納付率が極めて低い。これは、全国の中で大学進学率が低く、学生納付特例制度の利用率が低いことが影響していると思われる。その一方で納付率が低いことは、納付すべき人達が納付していないことでもあるので、今後、県民の意識調査等により、納付率が低い要因の検証や分析等を行うこととしたい。

沖縄の6か所の年金事務所に人員を追加で配置して収納対策を実施しており、重要なテーマとして取り組んでいきたい。

(以上)